

[REDACTED]

法務省民二第326号

平成25年6月28日

法務局長殿
地方法務局長殿

[REDACTED]
法務省民事局民事第二課長

株式会社地域経済活性化支援機構法第60条の規定により登録免許税の
免税措置を受けるための主務大臣の書類の様式について（依命通知）
標記について、内閣府政策統括官（経済財政運営担当）、総務省大臣官房地域
力創造審議官、財務省大臣官房総括審議官、厚生労働省職業安定局長及び経済產
業省経済産業政策局長から民事局長宛てに別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙
号のとおりに回答がされましたので、この旨を貴管下登記官に周知方お取り計ら
い願います。

[REDACTED]

別紙甲号

府政経運第 303 号
総行政第 93 号
財信第 65 号
職発 0619 第 19 号
20130613 経局第 1 号
平成 25 年 6 月 21 日

法務省民事局長 殿

内閣府政策統括官（経済財政運営担当）

総務省大臣官房地域力創造審議官

財務省大臣官房総括審議官

厚生労働省職業安定局長

経済産業省経済産業政策局長

株式会社地域経済活性化支援機構法第60条の規定により
登録免許税の免税措置を受けるための主務大臣の書類の様式について（照会）

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成25年法律第2号）の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構が取得した不動産権利等の移転の登記（鉄道抵当法第31条第1項の規定による変更の登録を含む。）の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成21年財務省令第60号）が規定する主務大臣の書類の様式を、別紙様式のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方よろしくお取り計らい願います。

証明申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 ○○ ○○ 殿
総務大臣 ○○ ○○ 殿
財務大臣 ○○ ○○ 殿
厚生労働大臣 ○○ ○○ 殿
経済産業大臣 ○○ ○○ 殿

申請者 東京都千代田区大手町一丁目6番1号
株式会社地域経済活性化支援機構
代表取締役 ○○ ○○

株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第60条の規定の適用を受けたいので、申請者が株式会社〇〇銀行（〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）から取得した不動産権利等につき、株式会社地域経済活性化支援機構が取得した不動産権利等の移転の登記（鉄道抵当法第31条第1項の規定による変更の登録を含む。）の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成21年財務省令第60号）に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

- 申請者は、株式会社〇〇銀行（〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）から、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第60条の債権買取り等の申込みに基づく債権の買取りによって、平成〇〇年〇〇月〇〇日現在において当該金融機関等が有する別紙記載の不動産権利等を取得した。
- 申請者が上記1.の権利の取得をしたのは平成〇〇年〇〇月〇〇日であり、この証明書により、法第60条の規定の適用を受けることができる期限は、平成〇〇年〇〇月〇〇日である。

以上とおり証明する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

内閣総理大臣 ○○ ○○

総務大臣 ○○ ○○

財務大臣 ○○ ○○

厚生労働大臣 ○○ ○○

経済産業大臣 ○○ ○○

(注) _____には、金融機関等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所を
「A金融機関 (○○市△△町××番地)」の振合いで記載する。

(別紙)

土地

所 在	地 番	地 目	地 積	権 利 の 種 類

建物

所 在	家屋番号	種 類	構 造	床面積	権 利 の 種 類

工場（観光施設）財団

登記番号・工場（観光施設）の名称及び位置	主たる営業所	営業の種類	権 利 の 種 類

道路交通事業財団

登記番号・事業単位に係る事業	路線、営業区域、運行系統、一般自動車ターミナルの名称及び位置又は利用運送に係る運送機関の種類及び貨物の集配の拠点	権 利 の 種 類

(注) 「権利の種類」欄には、「所有権」、「抵当権（平成〇〇年〇月〇日受付第〇〇〇号）」等の振合いで記載する。

鉄道財団

登録番号・所有者の名称	鉄道財団に属する線路の表示	権利の種類

(注) 「権利の種類」欄には、「所有権」、「抵当権（平成〇〇年〇月〇日受付第〇〇〇号）」等の振合いで記載する。

別紙乙号

法務省民二第325号
平成25年6月28日

内閣府政策統括官（経済財政運営担当） 殿
総務省大臣官房地域力創造審議官 殿
財務省大臣官房総括審議官 殿
厚生労働省職業安定局長 殿
経済産業省経済産業政策局長 殿

法務省民事局長

株式会社地域経済活性化支援機構法第60条の規定により登録免許税の
免税措置を受けるための主務大臣の書類の様式について（回答）

本年6月21日付け府政経運第303号、総行政第93号、財信第65号、職
発0619第19号及び20130613経局第1号をもって照会のありました
標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。